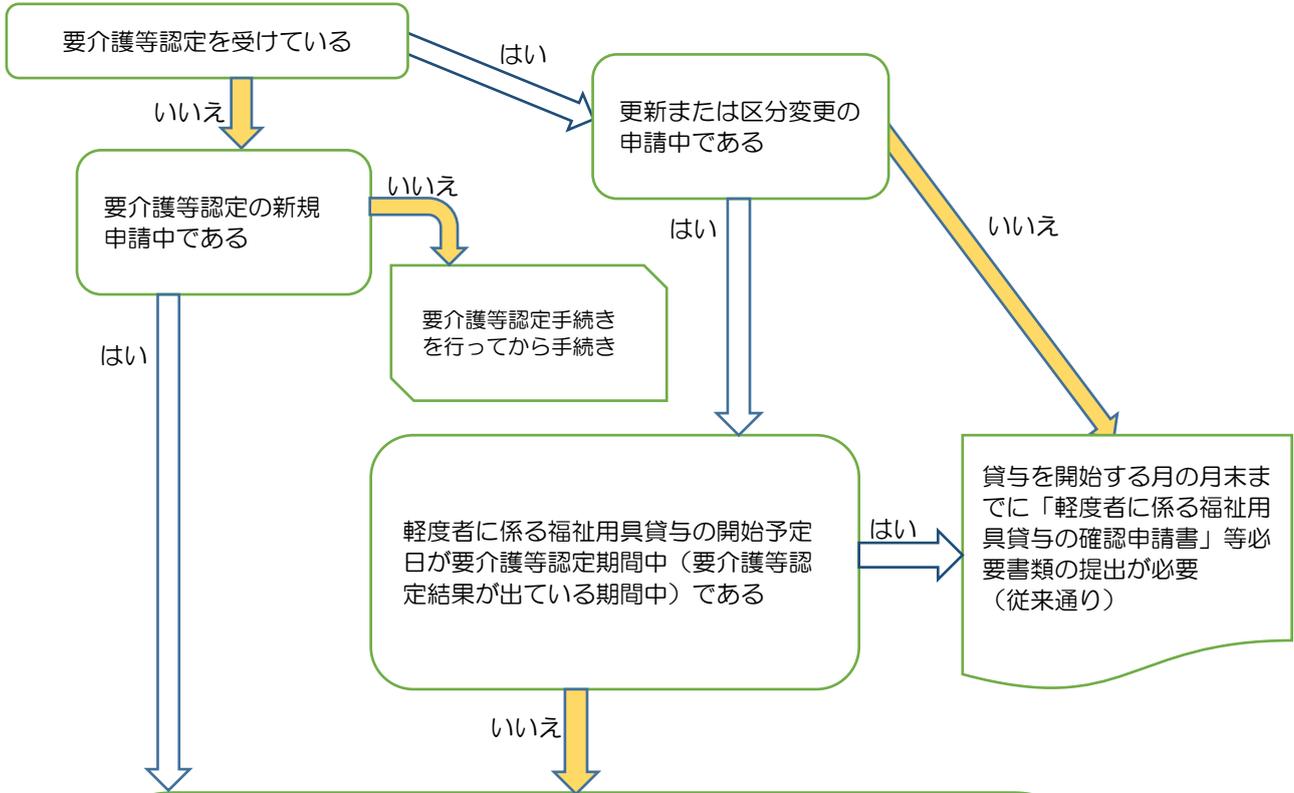


H29.3.14

旭川市福祉保険部介護高齢課介護給付係



例外給付の認定開始日についての取扱いについて一部変更

※「旭川市軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付に関する取扱要綱」第5条

- 要介護等認定結果が出た日（介護保険被保険者証の認定年月日）から起算して、30日以内に「軽度者に係る福祉用具貸与の確認申請書」等必要書類を提出してください。例外給付の認定開始日（貸与開始日）は、要介護等認定の有効期間の開始日から貸与開始日のいずれか遅い方となります。

- 要介護等認定結果が出た日から30日を経過してから確認申請書等が提出された場合、例外給付の認定開始日は介護高齢課で確認申請書等を受理した月の1日までしか遡ることができません。

- 暫定ケアプラン作成時にサービス担当者会議を開催していて確認申請書等の必要書類一式を用意することができる場合は、従前通り要介護等認定結果が出る前に提出することも可能です。

☆補足説明

・30日以内の考え方

被保険者証の認定年月日を1日目として、30日以内となります。（1ヶ月後ではありませんのでご注意ください）

- やむを得ない事情があり期日までに確認申請書が提出できない場合事前に介護給付係にご相談ください。